

# 「免疫アレルギー疾患研究戦略検討会」 開催要綱

## 1. 趣旨

厚生科学研究における免疫アレルギー領域の研究は、昭和47年から開始され、現在では「免疫アレルギー疾患等政策研究事業」及び「免疫アレルギー等実用化研究事業」として、それぞれ厚生労働省及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構において取り組まれている。

平成26年6月に「アレルギー疾患対策基本法(以下、「法」という。)」が成立し、法第3条に基本理念「アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、アレルギー疾患の重症化の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。」と規定された。

また、平成29年3月に、法第11条に基づいて、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(以下、「基本指針」という。)」が策定され、調査及び研究に関する今後取組が必要な事項として、「国は、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の中長期的な戦略の策定について検討を行う。」と規定された。

本検討会では、法及び基本指針を踏まえ、免疫アレルギー疾患領域における研究の中長期的な戦略策定に向けた検討を目的に開催するものである。

## 2. 検討事項

- (1) 免疫アレルギー疾患研究戦略の在り方について
- (2) その他免疫アレルギー疾患の研究に関すること

## 3. その他

- (1) 本検討会は厚生労働省健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、健康局がん・疾病対策課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。